目的内団体登録をされるみなさまへ

１　目的内団体とは

・中野区の事業活動の活性化

・創業、新たな産業創出

・勤労者の福祉向上

など、中小企業に係る活動をされる団体です。

（１）目的外団体より１ヶ月早く申込みができます。

（２）会議室等の利用料が無料です。

２　登録の要件

（１）区内の中小企業者、区内の中小企業関係団体

（２）区内の中小企業に勤務する者、区内に住所を有する勤労者を主な構成員とする団体
（５名以上で構成され、勤務する者がメンバーの６割以上を占め、
規則又は会則の定めがあること）

（３）センターの目的達成に資する活動又は事業を行うことを目的とする、
区内に主たる事業所を有するNPO法人、公益社団法人、公益財団法人

３　団体の登録申請

登録には下記の書類の提出が必要です。

（１）「団体登録申請書」

（２）「構成員名簿」

（３）「申立書または健康保険証の写し」（※構成員分）

（４）「団体規約・会則」（会社登録の場合は定款・約款）

４　登録証の交付

登録を承認したときは、登録証を交付します。

５　登録の有効期限・更新

登録有効期限は令和５年（２０２３年）３月３１日までです。

令和５年４月以降も使用される場合は登録更新手続きが必要になります。

６　登録内容の変更

（１）　団体名・代表者・連絡先・会員数など、既に登録した事項に変更が生じた時は、
登録事項変更届を提出してください。

（２）　登録の要件を欠くに至った時は、目的外団体登録証を返還していただきます。

７　貸し出しを禁止する場合

（１）営利を目的とする場合

・館内での物品の販売行為

・後日、商取引行為につながるもの

・入場料等名称の如何を問わず営利を目的として金銭を徴収する行為

（２）公益を害するおそれのある場合

（３）不特定多数の人を集める集会

（構成員以外の方は使用できません。大会議室は原則として構成員が２４名以上の団体に

貸し出しいたします。）

（４）個人または家族、親類等の会合（法事など）

（５）児童・学生を主体とする行事や事業活動など（区等事業は除く）

（６）会食を目的とした使用

（７）収容人員を超える場合

（８）その他、センター管理上支障があると認められる時

虚偽や不正な使用をした場合や登録証を他人に譲渡や転貸した場合には、その団体の登録を抹消し、直ちに登録証を返還していただきます。

８　施設の利用について

（１）予約について

・会議室１・2、和室、創作室、イベントコーナーは、
利用日の**３か月前**から予約が可能となります。
特別会議室、多目的ホール、体育室、小体育室は、
利用日の**４か月前**から予約が可能となります。

・大会議室は**構成員が２４名以上の団体**に利用日の**３か月前**から貸し出しいたします。
ただし、利用したい日の１か月前の時点で空いている場合は２４名未満の団体にも貸し出しいたします。

・利用回数は全施設を通して**１団体につき月２区分まで**です。
ただし、利用したい日の１か月前の時点で空いている場合は３回以上利用できます。

・施設利用にあたり施設利用料をお支払い頂きます。なお会議室等は利用料が無料です。

（２）　保育室の利用について

・保育室は**共有スペース**として複数の団体で利用して頂きます。

・**当センターの他の施設を利用する際に一時保育を必要とする場合に限り**ご利用頂けます。

・保育室を利用する際は、専任の保育者が必要です。

・他の施設のお申込の際に、併せて保育室の予約も行ってください。

（３）　その他注意事項

・車の乗り入れは原則禁止です。

・アルコール類の持ち込みは禁止です。

・センター敷地内、その周辺は禁煙です。

ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

中野区産業振興センター
中野区中野２－１３－１４
電話　３３８０－６９４６